

新総合自動車保険ユーサイドをご契約いただいたお客さまへ

## 「新総合自動車保険ユーサイドご契約のしおり」の記載誤りについて

保険期間の初日が2020年1月1日以降の自動車保険「ユーサイド」をご契約いただいたお客さまに送付いたしました「ご契約のしおり」について、記載内容の一部に誤りがあることが判明しました。お詫びして訂正させていただきます。

ご契約中のお客さまのうち、今般の訂正対象となる「ご契約のしおり」をお持ちで、かつ、誤りによる影響の可能性のある方へは、順次、訂正のご案内をお送りしております。

また、ホームページ掲載のインターネット約款につきましては、2020年4月1日に訂正完了しております。しかしながら、3月31日以前は誤りがあるまま掲載しておりましたので、インターネット約款をご選択いただいたお客さまにおかれましても、下記誤りの内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

今後はこのようなことが発生しないよう努めてまいりますので、何卒ご容赦賜りたくお願い申し上げます。

<誤りの内容>

### ◆「新総合自動車保険ユーサイドご契約のしおり（2020年1月改定）」203ページ

「被害事故弁護士費用等補償特約」の第6条（保険金を支払わない場合—その3）に規定する保険金をお支払いできないケースの一部に誤りがありました。

具体的には、第6条(1)①に記載の「次条(1)①から④までおよび⑥に規定する被保険者」について、正しくは「⑥」ではなく「⑦」となります。

なお、今回の訂正により、保険金をお支払いできないケースが下表のとおり変更となります。

○：保険金をお支払いできます。／ ×：保険金をお支払いできません。

ケース	誤	正
賠償義務者が、ご契約のお車の所有者のケース	○	×
賠償義務者が、記名被保険者等*が運転中のご契約のお車以外のお車に搭乗中の方のケース	×	○

\*記名被保険者、記名被保険者の配偶者または記名被保険者もしくはその配偶者の同居の親族または別居の未婚の子をいいます。

<正誤表>

### ◆被害事故弁護士費用等補償特約

誤	正
第6条（保険金を支払わない場合—その3） (1) 当社は、次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、これらの者に対する法律上の損害賠償請求またはこれに係る法律相談を行うときに要した費用に対しては、保険金を支払いません。 ① 次条(1)①から④までおよび⑥に規定する被保険者	第6条（保険金を支払わない場合—その3） (1) 当社は、次のいずれかに該当する者が賠償義務者である場合は、これらの者に対する法律上の損害賠償請求またはこれに係る法律相談を行うときに要した費用に対しては、保険金を支払いません。 ① 次条(1)①から④までおよび⑦に規定する被保険者

以上